

昭和六十年三月十四日(木曜日)
午後四時十四分開会

委員長 藤井 裕久君

藤井	裕久君	伊江	朝雄君	大坪健一郎君	藤井	孝男君	竹田	四郎君	桑名	義治君
----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	-----

常任委員会専門員

河内 裕君

○租税及び金融等に関する調査

(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○委員長（藤井裕久君）　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

去る二月二十六日の委員会におきまして、財政及び金融等の基本施策について竹下大蔵大臣から所信を聴取しておりますので、これより大臣の所信に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 大臣の所言を繰り返して請

大藏大臣 竹下登君

大藏政務次官 江島 淳君

ている。先付をやったりあるいはツケ回しをやったりというところで、数字合わせもなかなかマジックみたいで大変だろうと思うんですが、それに従って、今日の財政法によるところの財政制度の枠組み、こうしたものが私は非常に崩れてきてしまっているというふうに思うわけです。

言われておりますいわば予算提出時期と国会法との関係とかいうようなところから、問題意識だけは持ってきておることは事実であります。

○竹田四郎君 私は、戦後、財政法というものは、制度そのものが財政民主主義に基づいてできているわけでありまして、国民が財政の仕組みというもののがやっぱりよくわからなければいけないということだろうと思います。そういう意味では、最近はまだ財政法のとおりいつているものの方が少ない、極端なことを言えばそういう状態だと思ふんです。だから今の財政法そのものを私は昔に返さなさい、もとのままに返さなさいとは申し上げませんけれども、何らかの形で見直して、今の財政事情というものに合つて国民によくわかるようなことには、私は準備をすべきだと思うんです。あるいは、変える変えないにしてもとにかく、このくらいここにもひびきがあるんだということにはやるべきだと思うんです。

ちよつと調べてみたら、この一枚紙に私の頭で書けるぐらい財政のひずみというのはもう出ているわけです。

こういう点では、大蔵大臣、これからその戦後政治の見直しをやるという一環の中で、財政制度というものを見直しをするというおつもりはございますか。

○國務大臣（竹下登君） この問題につきまして

は、いずれ課題であるという事実認識は持ってお

ります。確かにやっぱり一番大きな問題は、今御

指摘のありました特例債発行、あのときからいわ

ば大變な變化をもたらしてきておるんじゃない

か、だからそこまでさかのぼって議論すべき課題

であるという事実認識は私も持っておりますが、

いついかなる手法をもってこれを行うかというこ

とについてはまだ準備がございません。それは、

今竹田さんからオーソドックスな御指摘をいただ

いたことと、それからいま一つは、これはかねて

[illegible]

第五部 大蔵委員会會議録第五号 昭和六十年三月十四日 【参議院】

どうですか、竹下大蔵大臣、税制でもいろいろいじられた方でありますから、財政制度ももうこの辺でひとつ見直しの準備に入られたらどうですか。

○國務大臣(竹下登喜) おっしゃいますように、総理の諮問機関が大蔵大臣の諮問機関かという問題は別として、財政審がございます。だから、財政審等でその御検討をいただく課題、今お話を聞きながらそんな印象を受けなかったわけではございませんが、ここの答申の中には、今の税調の答申と重さがやや似ているかなという感じがします。我が国は、諸外国に比して良好な経済状態を維持しており、国民生活も安定したものとなっている。しかしながら、財政は、既に巨額の公債残高を抱えていることに加え、連年多額の公債を発行せざるを得ないという危機的状況にある。公債残高の累増に伴う利払費の急増は、政策的な経費の増加に充てうる財源を極度に制約し、財政本来の機能の發揮を著しく妨げている。こういう前提でいろいろな議論を行われておりますので、それがいわゆる制度、財政法、恐らく竹田さんはいわゆるいろんな事例を念頭に置いての御質問だろうと思ひますが、そういう財政審がいかんどうかという議論は別として、財政法の趣旨そのものの根源にさかのぼって、どこの場所であるかということとはとらえず別として、部内検討ということとは、今の御指摘を受けながら、あるいは時期かなかな、こういう感じを受けたいものではございません。

したがって、その点について明確に準備にかかりますという答をするだけの私の心の準備はございませんが、勉強課題として本日のところは御指摘の趣旨をちやうだしておくべきではなからうかな、こんな感じを持った次第であります。

○竹田四郎君 私が特にそれを言う点は、大体いんなツケ回し、あつちから金を借りてくる、こつちからこうするというのは、一番大きくそういうことが問題になるのは予算編成の最後の大臣折衝付近あたりですね。このあたりでいろいろな取

引をされて、これはこつちがいついっまでに払う、払わないというように形を曲げられてくる。まさに密室政治なんです。それでいつの間にか、我々が知ったときにはもう法律が変わっている。こういう密室政治がやられては、国民には本当にまずまずわからなくなる。だから私はぜひひとつ、私も国会の場でこの財政制度、財政のあり方というものをもう一回見直す必要もあると思ひますし、そのために大蔵省としてもその点は私はやっていただかなくちゃならぬ、こう思うんですよ。

そこで私、今度の予算で一番わからないのは、揮発油税の中から千五百億円というのを国税収納整理資金の勘定からいきなり道路整備特別会計、これへ移していますね。これは国税整理資金の法律の第六條の二項、しかも建設省関係の予算の中です。この法案、改正してしまっている。

しかし今まで私も、なるべくこれは、大蔵省の方針もそうだし、私も大蔵委員会の考え方も、特定な目的税はなるべく置かない、なるべく一般財源の中に入れていくのが財政のあり方としてむしろ望ましいあり方だ、こういうようなお話を今までは聞いていたわけですね。ところが今度、新しいパイプをますますもう一つつけてしまふ。今まさに直間比率がどうのこうのと言われているときに、私はますますわからなくなってしまうんです。なるほど直間比率は一般会計のあれから出てこないことは私も知っていますし、数字もそうではないことは知っておりますけれども、一般の人の見方はその辺で見えます。一体税金が正しくどれだけ入ってきたかというところが非常に関心の大きいときに、こういうパイプでわからなくしてしまふ。今までも、揮発油税の大半というの是一般会計へ入れてそれから道路整備特別会計へ入れていたわけですね。それを今度は直接パイプで流してしまふというのは、私は何なのかよくわからぬですよ。

もちろん私は、その一千五百億というものを道路関係の費用に充てるのはけしからぬ、それを取

り消せというそのことを言っているんじゃないんです。なぜそういうパイプを通さなければいけないのか、そのことを私は問題にしたいんです。しかもこれは、どちらかといえば、大蔵省はそういうパイプをつくるということは今までも余り喜んでいなかったわけですね。一般会計から道路整備特別会計へ通して入れて、そして道路整備特別会計の中でこの金額はどこに充てる、この金額はどこに充てるというのをそこで決めてなせ悪いんだ、その辺が私は全然わからない。これも私は、物すごい今度の予算のどこかのひずみからこういうわかりにくいものが出てきているんじゃないか。こういうものをそのままにしていけば、もう道路整備特別会計へ入れるやつは一般会計を通さないでいきなり収納資金勘定からそつちへ入れちゃえ、かえってこつちを通すのは面倒だ、そういうことに道を開くことにも私はなるだろう。だからこの点をひとつよくわかるように説明してください。

私も主計局のある人に説明を受けたけれども、全然わかりません、何を言っているのか。よくわかるように説明してください。

○政府委員(平澤昭吉) 御存じのように、六十年年度予算を編成いたします場合に、全体の財政事情が非常に限られているわけでございます。そういう中でいろいろの工夫を行ってぎりぎりの予算を組んでまいったわけでございますけれども、公共事業関係につきましても、こういう方針の中で例外とすることなく厳しい抑制を圖つてまいったわけでございます。

ところが他方、道路につきましては、これも御高承のように非常に整備がおくれておりまして、特に交通混雑等の問題がここのところ生じてきているわけでございます。特に六十二年度までの第九次道路整備五カ年計画達成に当たりまして、地方道について道路整備がおくれてきております。そのようなことから、地方道に特に重点を置きましてその整備を圖るというためには、財源をある程度くくつてそこに充てていく必要があるという

ことでございます。

そのような観点から、先ほどお話のございましたような交付金、いわゆる地方道路整備臨時交付金というものを設けたわけでございます。そしてその財源といたしましては、一般会計の財政事情は先ほど申し上げましたように大変苦しい状況にございまして、その財政事情に左右されることなく安定した金額がそこに充当されるという仕組みはどういうものかという観点から一つあるわけでございます。

それとともに、今回先ほど申し上げましたように交付金という制度をつくりましたので、その交付金に見合った財源というものを明確にするという観点もあわせございまして、そういうことから今回、この道路財源として最も重要な地位を占める、かつ安定性のあるこの揮発油税の一部を道路の特別会計に直入するというところでお願い申し上げているというところでございます。

○竹田四郎君 なぜ、それじゃ一般会計を通じちゃいけないんですか。直接なぜ国税収納資金から入れなくちゃならないんですか。あるいは、道路を直すのには、もう一つは地方道路税もあるわけですね。地方道路譲与税で入れるということもあり得るわけでしょう。そのところがわからないんです。あとの、道路、地方道をよくしようとか、交付金で渡そうとか、そういうことはよくわかるんです。なぜ一般会計の仕方をこういうふうなパイプを一つつけてやらなければそれができないのかという、できない方の理由を言ってください。

そうするとこういう間違ひが起きるとか、こういう法律違反が起きるとか、そういうことを言ってくれないから——いや、パイプは幾つもつけた方があんたたちは勝手なことが出来るわけですよ。国民はパイプをたくさんつけるほどわからなくなってくるじゃないですか。つけなければこつちの建設、道路をつくる方にどういう法律違反があり、どういふ悪い点があるかというところを説明してくれなくちゃだめですよ、それは。

○政府委員(平澤貞昭君) 先ほども御説明申し上げましたように、この交付金というものと見合いで財源を入れる。しかもそれを、一般会計の財政事情に左右されることなく、必要なところに安定的に入れようという趣旨でこれを設けたわけでございします。そういう積極的な面に着目いたしましてこの制度をつくった。

過去にこれに似たものといまして、原重油関税を同じように特会に入れて制度を仕組んでやっただけというの、考え方としては同様の観点に立っておることとあります。

○竹田四郎君 さっぱりわからぬですね。安定的に入れようというなら、なぜ三年間に期間を区切ったんですか。はっきりした制度としてこれ、やればいいじゃないですか。時限立法でなくたっていいじゃないですか。

それから、重油の関税を入れるというのは、あれは、それのほかにやり方がなかったからああいうふうな、その当時できたことですよ。今ルートが三つも四つもできているじゃないですか。それをまたつけようというのは、その辺がよくわからないんです。

まあ、いろいろこれには話がありまして、揮発油税の道路財源分を一般会計が取っちゃったから、その分を三年に分けて入れるんだという議論もあります。それから、一般歳出をゼロに抑えなければはかの方が言うことを聞かないから、だからその分を、千百十億を積み上げるとプラスになっちゃいますから、それじゃあいが悪いから、このルートで操作をしたんだという話も私は聞きます。そういう話の方がむしろよくわかるんです。あなたの話は全然わからぬ。ほかの人だつてこれはわかってる人は少ないと思ひますよ。交付金で渡すというんですが、ほかだつて交付金で渡せる方法はあるじゃないですか。法律違反にはならないじゃないですか。ちつともわからぬ、あなたの言うことは。

これは大臣、どうですか。よくわかりましたか、今の説明で。私はわからぬです。

○国務大臣(竹下登君) これはあくまでも基本的には一般会計の財政事情、今竹田さんのおっしゃったのも一つの財政事情です。我々は、わかりやすい話の例示としてなさいました。一般会計を前年同額以下に抑えようという一つの予算編成方針があったことも事実であります。したがってそこには、財政事情に左右されることなく安定した金額が確保される必要がある。財源があくまでも交付金見合いのものであるということと明確にしたい方がよいという議論と、もう一つ、現実的な問題といたしまして、譲与税が従来もございまして、すね、あの譲与税の場合は、言ってみればこれが、地方団体、なかんずく小さい地方団体等へ参りました場合に、いわば使途の区分ができない。これは各地の収入役さんなんか来てそういう話をしております。そうして、あくまでも地方道の整備に充てるということになると、そのチェックをするためにも、限定した交付金見合いのものを出した方がまさに道路そのものに使われるであろうという議論も、部内で私もいたした議論の一つでございます。

○竹田四郎君 しかし、こんなことで財政制度は大きく食い違ってくるわけですか。こういうことをそういうことでやるということになると、ますます継ぎはぎがでさうやう。ますますわからなくなる。我々でもわからなくらいですから、国民はなおわからぬと思うんです。こういうことはほかにもたくさんあります。これと似たようなことが、今度の予算の中にも。だからそういうツケ回しが財政制度そのものをゆがめていく。その一例として私はこれを挙げたわけなんです。ですから、そういう意味でも、財政制度の見直しというのをきちんとやらないとますますわからなくなる。

どうですか、大臣、これを一つの契機にして、まあ財政審にもお諮りする必要があるだろうと私は思ひますけれども、そういう面でもやっぱり財政制度というのはきちんと整えておく。それであれば、税金の方もやっておりますから財政

制度の方もきちんとひとつやってもらわなくちゃ私は困ると思うんですが、もう一回その辺について大蔵大臣の決意をお聞きしたいんです。

○国務大臣(竹下登君) おっしゃる意味は私もよくわかります。その他、厚生年金からいろいろございしますが、要するに特別会計と一般会計との間におけるいわば資金の調整と申しましようか、い言葉を使えば、そういう措置もとらせていただいております。その事実であります。それらの問題についていろいろな御議論がございまして、なかなか、大體特別会計というものを考えること自身も、昭和五十八年でございますが、臨調の第三次答申、少なくともスクラップ・アンド・ビルドがないといかぬぞよというふうなこと、いろいろな議論からそれを進めてみますと、竹田さんの論理は私は成り立ち得る論理だと思ひます。

したがって、財政審というのちよつと頭へ入りましたが、どういう手法をとるかとは別として、まずは部内検討からさせていただくべき課題である、こういうふうな、今私自身が竹田さんの話を聞きながらそういう理解の上に立ったというふうに御判断いただきたいと思います。

○竹田四郎君 それでは、その点について御努力をいただきたいし、私も機会あるごとにそういう議論をこれからさせてもらいたいと思ひますので、ひとつその点はよろしくお願いをしたいと思います。

それから、この所信の中の三ページに「経常収支黒字の反面、我が国の長期資本収支は大幅な赤字を継続しており云々」という言葉がありますけれども、確かに日本は今、特にアメリカとの関係では経常収支の黒字が資本収支をカバーして余りあるという形になっていることは、この所信の中でお示しになっているとおりで思ひますけれども、この所信で見ますと、これは何か資本の不足に必要資金を我々は供給しているんだ、我々はよい金持ちの国になったんだ、こういう印象を与えるんですが、私は、こういうことではないのかなという気がするんです。

確かに、向こうへ資本を輸出する。しかし日本の国内におけるところの、今も道路の問題が出ましたけれども、社会資本はもうろんのこと、民間の設備投資にしても、今決して設備投資の更新が若くないわけですね。もうかなり年をとってきているわけですね。しかも世界的には競争の激しいハイテクの時代だということに、こういう対応でいいのかなという気がするんです。アメリカさんはこれでもないのかもしれないけれども、日本の十年、二十年という先を見たら、日本は投資、資本設備が非常に劣悪、非常にとは言えないでしようけれども、競争上弱い立場になってしまふ。いわゆるアメリカやあるいはイギリスみたいなところへ落ち込んでいってしまう。そういうことにも私はなりかねないんじゃないかと思ひます。ですから私は、均衡をとれるんならまあその辺はわかりますけれども、余りオーバーに、いくことを可とするという議論はちよつとおかしいんじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 今の竹田さんの御心配ですが、私も今のような表現に踏み切るまでは暫時考えたことがございまして、昨年の貿易白書の中に初めてこういう言葉が使われました。これは日本の貿易白書でございしますが、それを国際会議で私なりの意見として発表してみたら、そのとき私も遠慮しながら、結果として資本提供国になつておる、そしてアメリカの金利の、よりもっと上がるのその抑制作用を、結果としてそういう作用を起しておるんだという表現で、結果としてという表現を使つてみたわけでございます。

そのときに余り抵抗がなくて、それでその後少し自分としても、資本提供国としての役割を果たしているんだということを、肩を怒らせて言っているんじゃないかという、事実反省をしながら今日に至つておりますが、何だか、だからいいじゃないか、こういうふうに聞かせることはよくない。なかんずく国会議員さんレベ、アメリカの中でもいろんな選挙区を持っていられしやいますから、中には、貿易黒字で稼いでそして今度は利

子でまた稼いでいるんじゃないかという、こういう方をされる方も現実にはいろいろあります。そこで、もうそんな資本は要らぬから、それよりもっと現実問題として經常収支の黒字が減るような施策を行つたらどうかという議論も向こうから出ておりますが、現実の姿としてそういう機能を果たしてやることは事実でございまして、それに対する大きな反論はいわば財政当局者の中では必ずしも今日まで出ていない。

ただ、注意して使わなきゃいかぬ言葉であるというところは私も承知しておりますから、その場合も、結果としてそういう効用を果たしているという表現にとどめるように努めておるというのが現状でございします。

○竹田四郎君 その表現は余り私はその問題にしようとは思わぬのですが、現実として長期的に見て短期的にはそういうこともあるでしょう、長期的に見て日本が資本輸出という立場でいいのかどうか。人口だって日本は相当まだあるわけでありまして、そういう中で資本輸出として、国内のそうした生産あるいは流通、そういうような資本でなしに、対外投資によつての利益を得るような、そういうような国になつていいのかなと私は思ふんですが、どうなんですか。

○国務大臣(竹下登君) これはいわゆる資本流出に二つあって、株式等の投資とそれから直接投資とございしますね。直接投資は一割強でございします、全体からいへば。しかし直接投資がふえていくというのは、その投資相手国の雇用の問題にいい影響を及ぼすとか、そういう意味において歓迎されるという傾向にあります。

だが、もう一つ基本的にさかのぼつて見なきゃならぬのはいわゆる貯蓄率でございしますけれども、それが他の先進国のおおむね三倍ぐらい日本はある。それは一つの伝統でもあるのかな。勤儉貯蓄の思想が強いとか、あるいはサウンドバンキングが徹底しておつてしたがって国民の方に信頼感があるということ、あるいは逆にそれは、老後の保障とかそういう制度がきちんとしていないか

ら、不安だから貯蓄率が高いんだという議論もあつてございしますけれども、ある意味においては貯蓄率の高さというのは、構造的なそういう傾向になる一因ではあるなというふうに私は思つております。

それで、将来にわたつてそれがいいかどうか、こういうことになりまして、大きな議論をする人は、かつてのポンドがそうでありドルがそうであり、今度は円がその番だとか言う人もおりますので、その辺を確に見定めることはなかなか難しいわけではございします。したがつて最初おつしやつた設備投資というの、比率でアメリカの一・五倍ぐらいになつております。対GNP比も高くなつております。今日時点は、だが、そういうところへ振り向けるいろんな意味における内需振興と申しましようか、そういうものは絶えず必要な政策として考えていなきゃならぬ課題だと思ひますが、ある程度の構造的な問題はあつていなく、きょうはフリーな気持ちで言わせていただくと、そういう感情を持つておることも事実でございします。

○竹田四郎君 こまで言つていいかちょっとわからせませんが、アメリカあたりでも輸出課徴金という話が出ています。それから輸出課のものについてはある程度私は、特に税金を投資して金利だけを求めるという考え方は少し抑制したらいんじゃないか、利子平衡税などというふうなものも考えてみたかどうかと思ひます。時期的にまだ若干早いという感じもしないわけじゃないんですが、そろそろそんなものも考えてみたかどうかと思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 一つは竹田さん、私も考えますのは、金融の自由化、国際化が、すばらしいスピードとは申しませんが、確かに進展しております。そうしますと、特に貯蓄過剰といひますか、いい意味における貯蓄過剰の日本としては、構造的な問題が出てくる。それで、利子平衡税と

かあるいは輸出税とかいうような問題は、そもそも私は、金融の自由化とか国際化ということから危険性もある。そしてまた、利子平衡税とかあるいは課徴金とかいうような問題は今日まで、あるいは資本の流出規制とも申ししますが、実績からいいますと、他の先進国もその経験を持つておりますが、アメリカもイギリスも、ことごとくいい結果は結論として出ていない。

だからやっぱり、金融の国際化、自由化の今日、ある種のそういう構造的なものを理解しながら、それがより国内において活用され、そしてむしろ投資の場合は、先ほど申しました直接投資のウェイトが高まつていくような政策はやつていかなくちゃならぬのかな、こんな感じでございします。

○竹田四郎君 時間がないから、もう少しこれは討議をする必要があつたと思ひますが、また次の機会に討議をさせていただきますかと思ひます。所信の二ページに「また、歳入面におきましては、税制調査会の昭和六十年年度答申において、『税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期にきている』との極めて異例の御指摘をいただいているところでありまして、このように述べておられ、さらに『税制調査会の答申の趣旨等を踏まえ、税制全般にわたる広範な角度からの議論と検討が行われるべき問題であると考えております。』」

「このように述べておられ、さらに『税制調査会の答申の趣旨等を踏まえ、税制全般にわたる広範な角度からの議論と検討が行われるべき問題であると考えております。』」、何か予算が通つたらすぐに来年度の税制改正の検討に入るとのうわさ話もあつたり消えたりしておりますし、それから梅澤局長さんの、新聞の発表ですら正しいかどうかかわかりませんけれども、非課税貯蓄の分離課税制度ですか、あるいは源泉分離制度、こうしたものを含めて検討に入りたい、こういうような、これは新聞報道でありますから正否のほどはわかりませんが、所信には「全般にわたる広範な角度からの議論と検討が行われるべき問題であると考えております。」、こう書いてある。

つしやるんですか。いずれ政府税調に全般的な税制問題、税制改革に対して、これは総理が依頼をされると思ひますが、これは大蔵省がやりになるわけですが、これはどういうふうに考えていらつしやいますか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに所信には問題意識の形で述べさせていただいておりますが、異例のことながらという前提のもとにその答申をいただきましたので、私も折々総理と相談してあります。今までは国税、地方税のあり方についてという三年ごとに諮問をして、そしてあとはあうんの呼吸で、問題があれば特別部会等をつくつてもらつて答申をいただく。だが、今度の場合はやつぱり整理して諮問した方がいいんじゃないかなという、言葉も改めまして、そういう今考へ方になりつつあります。

それをいつやるかということになりますと、できるだけ早くという気持ちはございしますけれども、その答申の中にも、国民の幅広い意見を聞いてという趣旨もありまして、それはやつぱりその幅広い議論というのがある一番のことは国会だ。それで、予算が通過したならばというふうなことまで考えなくて、いまだ国会の議論を詰めて、それでそれを正確に報告した段階で正式な文言を書いて諮問を申し上げようかな、こんな感じに大体今固まりつつあるというところではございします。

○竹田四郎君 何か大変我々の議論を大蔵大臣は求めているように思ひます。衆参両方の予算委員会で、税制をどうするかという問題は随分議論されていふと思ひます。これは議論された国会というの私の短い経験としてもそう多くないと思ひます。しかし、これを全体的に見てみますと、どうも政府の答弁というのが決まつてないんです。あつちへ行つたかと思つたところへ行つたり、こつちへ行つたかと思つたところを取り消してしまつたり、全然ふらふらしているという感じがつかへないで、この点では私はむしろ、政府がはつ

が六十五年、こういうことになったわけでございますから、容易ならざることはあるが、この努力目標というものはやはり我々としては今一心に追求していかねばならぬ目標年次であるというふうに、私も考えております。

○多田省吾君 ですから現在、五十九年度、六十年年度と予算を組んでみて、到底六十五年度脱却は無理だと思われる方向に進んでいるわけですよ。その現在においてすらまだ、六十五年度脱却は可能である、このように確信を持ってお答えできるのか。それとも、何か大増税やらを考えて、やれるかしらぬ、こう思われているのか、どちらですか。

○国務大臣(竹下登君) これは確かに、一兆八百億が一兆一千五百億になりましたのは、機械的に均等にあらわした数字でございます。しかし年々積み上げてきておりますから、私はやはりこの旗は、努力目標は今おろすわけにはいかぬ。ただ、その間をいろいろ御審議の手がかりとしてもらうための要調整額方式というのでお示ししておるわけでございますから、それはどういう組み合わせでやっていくかというのは、これから国会の議論等を通じて国民のコンセンサスがどこで得られるかということを探索していかねばならぬ課題であるというふうに考えております。

○多田省吾君 まだまだ納得できませんが、次に国債の消化の面について伺います。

今後、過去に発行された国債の借換債も含めますと大変莫大な国債発行になるわけですが、現在の金融市場にはその消化能力があるのか、クラウディングアウトは生じないのか。国内経済や金融政策との関連を含めて、大臣としてのお考えをお聞きたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) これはやはり財政改革を推進しまして、もう既発債は既発債で、残高として存在しておるわけでございますから、新規財源債の発行額を縮減するように引き続いて最大限の努力をしなければならぬと思いますが、私は今日、満期到来するものの借りがえ、六十一年度

からなかなかずく相当規模になっていくわけでございますけれども、いわゆる新規財源債と借換債との組み合わせ、金融資本市場への影響等を十分配慮して円滑に発行していかねばならぬというのが、国債管理政策における最も重要な課題であると思っております。

そのためには国債の種類が多様化、いずれば本委員会において御審議いただく必要がございませぬが、年度をさかのぼっての発行とか、そういう議論もいずれしていただく必要があらぬ問題である。ただ、現在の資金需要の動向から見ても、国債の発行によりまして量的な面で民間部門の資金調達に支障を来すということはなからうと思っておりますが、いずれ国債費にはね返ってくる金利等の問題がございしますので、その辺はよく見定めてやりませんと、日本人の貯蓄率が高いから、とにかく外国へ流出しておると同じ金利で皆抱えようなどというイージーな考え方にはならぬように配慮していかねばならぬと思っております。

○多田省吾君 私は、増税論議の前にどうしても今やるべきなのは、やはり不公平税制の是正とそれから脱税防止、これが大事だと思っております。総理も公平、公正、二つも並べているわけですから、しかし不公平税制の是正あるいは脱税防止というものがなかなか思うようにいかない現状です。

脱税問題を含めまして、あるいは不公平問題を論じても、例えば給与所得者の場合は納税者の割合は八六%近いものに達しておりますが、他の所得者の納税割合を大きく上回っているわけですから、また法人税関係では、企業の海外取引の増大に伴いまして、二重課税調整としての外国税額控除の過大申告が、国税庁当局の外国税額調査で明らかにされているわけでございます。また昨年、総務庁が特殊法人に関する調査結果報告書を発表しましたけれども、その中で、発生してない費用や、収益の計上など考えられないような会計処理があったようですが、この改善も思うようになつておりません。また、昨年の調査で明らかになった東京国税局の行った資本金一億円以上の会社の

税務調査でも、調査対象の九・七%が所得隠しを行っていたことが明らかにされた。さらに、予算委員会等でも論ぜられたタックスヘイブンに關しまして、課税対象留保金額の申告漏れがあったり、海外取引に絡む隠し所得が急増したり、調査実績でもその実態がかなり明らかになっております。

こういつた問題が生じている以上、私は不公平税制の是正、それから脱税防止にもっと当局は力を入れてやるべきだ、このように思いますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 総理が公平、公正、簡素、選択、活力ということを申しております。したがって、今度の税制調査会で御議論をいただくのも、まずはこういう観点に立つて御議論をいただくわけでございますから、いわば初めに増税ありきという形でもって諮問をお願いするという考え方はございせん。したがって、公平、公正というところがまず議論されるべきでございましょう。

給与所得者八六%に今達していることは事実でございますが、所得が課税最低限以下の場合には納税者に該当しないこともございしますので、業種別所得者の納税者割合は差があるというところは、これはやむを得ないことである。ただ、それが現実問題として脱税とかそういうことになっておる問題は、これは厳正に対処すべき問題であると思っております。

今御指摘なさいましたとおり、いわゆる二重課税を防止するという意味において国際的にも外国税額控除制度は確立されておりますけれども、整備すべき点があるか否かについては、やっぱり引き続き検討していかねば国民感情にはそぐわない、私も同感であります。

それから総務庁の問題につきましても、特殊法人を関係各省におかれて具体的な検討に入っておりますというふうに承っております。

それから、東京国税局の資本金一億円以上の調査の問題でございますが、我々もいろんな情報を収集いたしまして、ただ電話帳で抽出するような

調査ではございませんので、その率がすべてのものではない、大部分は善良なる納税者の方であるというふうに理解をいたしておるところであります。

タックスヘイブン関係の問題につきましても、おっしゃるとおり今後なおその充実に努めていきたい。それこそ、本当に海外へ派遣をするようになったわけでありませぬ。さらに、いつも申されております、応援をいただいております、いつもまず腕より始めよと言われますので大変対応には苦心をいたしますが、徴税関係、すなわち税務職員の方々のいわゆる増員問題とか質的確保の問題については、これからは努力を払っていくべきであると考えております。

○多田省吾君 それから大型間接税の問題でありますけれども、昭和五十四年の総選挙において、例の一般消費税(仮称)を国民は大型間接税とらえて、それだけを拒否したのでなくて、いわゆる大衆課税の強化を拒否したのであって、はっきり言え、一般消費税(仮称)と大衆課税という関係にあるEC型付加価値税というようなものもともに国民は拒否した、常識的に考えれば私はそう考えざるを得ません。ですから、あのときの固有名詞であった一般消費税(仮称)のみを否定したのでなくて、そういったたぐいの大型間接税を国民は否定した、このように私は考えざるを得ないと思っております。

ところが、政府のこれまでの国会答弁を見ますと、国会決議で否定された一般消費税(仮称)は否定するけれども、EC型付加価値税は検討してもよろしいのだ、こういう答弁に終始しているように思われます。日本型の一般消費税(仮称)もEC型の付加価値税も、あらゆる商品やサービスに課税するという点、あるいは一つの段階ではなくて流通のすべての段階で課税するという多段階課税であるという点、また、税の累積を排除する仕組みになっている、こういった点では全く同様の仕方がEC型付加価値税ではインボイス方式、

いわゆる仕送り方式であるのに対して、日本型は仕入れ控除方式である、この点が違うだけでございます。ですから、やはりE型付加価値税というものも大型間接税の一つとして、また一般消費税(仮称)と大変よく似た仕組みといたしまして否定されるべきものであり、これを検討の対象にすべきではない、このように私は思うのですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これは、おっしゃいます議論は確かにございしますが、国会決議をつぶさに読んでみますと、いわゆる一般消費税(仮称)は、その仕組み、構造等につき十分国民の理解を得られなかった。したがって財政再建は、一般消費税(仮称)によらず、他の手法でやるべきである、こういうことになっております。あのとき、この決議案をおつくりいただくときに私も大蔵大臣でございまして、たびたび意見を述べさせていただく機会を得ましたが、とはいえ、消費一般にかかる税制全部を否定するということは、税というものは所得の段階と資産の段階と消費の段階、この三つしか担税力を求める場所がないとすれば、それを全部否定するわけにはいかぬというので、そのような御議論があったことを私もそばで聞かされておりました。

したがって、確かにE型付加価値税もいわゆる一般消費税(仮称)も多段階であるというようになこと、これは事実であります。一般論として消費税というものもいわばその仕組み等についていろんな形態も考えられますので、それまで税調の議論の対象の外に置くというにはやはり問題があるのではなからうか。ただ、中曽根総理が申し上げておられますのは、財政再建の手法として国会決議のあるあれを取り上げるといふ考え方はない、こう申しておるわけでありまして、税調の御議論の中に、特にこれは議論の外に置いてくださうという性格では必ずしもないのではなからうか、こんな感じでございます。

○多田省吾君 それは国会決議の言葉じりだけをとりえた解釈であって、国会決議の精神から見れば私はそういうことにはならないと思います。大変不満な御答弁だと感じます。

次に私は、非課税貯蓄制度の改正につきましてお伺いしたいと思います。

不公平税制の代表例の一つとされてきたのが利子配当所得の税制改革でございまして、そのためのグリーンカード制度の導入であったはずでございします。そして、やはり分離課税方式をやめて総合課税方式にすべきだというのがその根幹でございしました。我が党もその実現を強く主張してきたものでありますけれども、凍結されたまま、しかも今回の改正で廃止されようとしております。そして、このグリーンカード制にかわるマル優あるいは郵便貯金等の非課税貯蓄制度の改革がこの六十年改正の焦点となっているのでありますけれども、その結果は現状と大差ない、全くしり抜けの内容になっていると言わざるを得ません。果たしてこの制度で限度管理とそれから本人確認というものが厳正に行われると大臣はお考えなのかどうか、その所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 確かにグリーンカード制というものは、多田さんがおっしゃいましたような環境の中ででき上がったものであります。

その後御案内のような経過を經まして、六十年度答申におきましては、利子配当所得も包括的な総合課税方式の対象とすることが望ましいという考え方は基本的に今後とも維持されてよいとの意見が多く述べられたこと。そして一方、税制の簡素化、効率化や今後の金利自由の展望等を踏まえれば、すべての利子に対して中立的である一律分離課税方式も中長期的な選択肢として検討に値するといふ考え方が、今度はこれは少なからぬ委員からあつた、こういう答申の文章になつておるわけでありまして、結局、今度それらの諸論議を踏まえまして、源泉分離課税制度を併置すること、利子配当所得の特異性を考慮すれば実質的な公平を確保する見地から十分評価されてよい、あるいはやむを得ないとされたところから、存置することにしたわけでありまして、したがって、今度いわゆる限度管理問題につきましては、これからこれがまさに実効の上がるように今後とも議論を重ねながら実施に移していくという基本的な考え方を持っておるわけでありまして、

○多田省吾君 私は、しり抜けということに非常に心配しているものであります。もう一つの問題は、源泉分離課税制度の恒久化ということでございます。

利子配当課税の改正問題についてもう一つの問題があるわけですが、今回の改正で、課税貯蓄についての源泉分離課税制度は今までは時限立法でございまして、これを本年度の改正で恒久税制にしようとしているわけでございます。先ほど私申しましたように、そもそもグリーンカード制というのは、非課税貯蓄の限度管理や本人確認を厳正にしていくというだけではないでございせん。また、個々の課税貯蓄を総合課税にするため、そして源泉分離課税制度というものを廃止するため、グリーンカード制というものがとられたわけでございます。このグリーンカード制は残念ながら日目の目を見ないで、そしてついえ去ろうとしておりますが、政府はこのグリーンカード導入の精神、グリーンカード導入の趣旨さえも否定してしまひまして、そして源泉分離課税制度というものを恒久税制化しようとしている、これは私は許せないことだと思ひます。

これは、大臣はどう考えてこういうものを出されたのですか。

○国務大臣(竹下登君) これは先ほど申しましたが、税制調査会で特別部会等いろんなものを設けていただきました議論された結果、今多田さんのおっしゃいましたような包括的な総合課税方式の対象とすることが望ましいとの考え方は、基本的に今後とも維持されてよいという意見が多く述べられたが、一方いわゆる国際化、自由化していくというときに、すべての利子に対して中立的である一律分離課税方式も中長期的な選択肢として

では検討に値するということで、政府としてそれらの答申に基づきまして私どももいたしましたはそのような措置を講じたところであります。

なお、利子配当課税全体のあり方につきましては、利子配当所得の持つ特異性とか、金融の国際化、自由化の進展といった新たな状況を踏まえながら、所得税制全体の中での見直しとの関連で、今後ともさらに検討されていくべき課題であるというふうな問題意識を持っておるところでございます。

○多田省吾君 利子配当課税につきましては、今申し上げた源泉分離課税制度の問題のほか、そのほか普通預金等の確定申告不要制度とか、あるいは一銘柄十万円以下の配当の確定申告不要制度とか、あるいは割引債の償還差益の源泉分離課税制度の恒久化というものが行われようとしておりました。今後ますます高資産家とかあるいは高所得層が優遇されようとする、そういう措置であると言わざるを得ません。それを法的に認知しようとする傾向があらわれておるわけでございますが、この問題には大きな問題でもあり、税制改正案審議の際にまたお伺いしようと思ひます。

最後に私は、豪雪による雪おろし費用の雑損控除の問題について御質問したいと思ひます。

この冬の豪雪というものは大変なものでございまして、新潟県の上越市におきまして、戦後最大の豪雪である、あるいは実際降った雪の累計はもう二十数メートル、三十メートルに近い、このように言われております。雪おろしのためにお亡くなりになつた方も新潟県下においても四十数名、全国では六十数名に及ぶと思ひますが、そういった大変な事態にもなりまして、大変残念でございします。特に私も豪雪被害の実情を見てまいりました。雪おろし等も実際やってみまして、これは大変な問題だ、このように思ひます。

豪雪による雪おろし費用等の雑損控除制度がつかれまして、それを活用しているわけでございますが、いろいろな問題があります。その第一は、控除額計算の算式の中で五万円の足切り額が

ありますけれども、これをものと引き下げるかあるいはこれを撤廃して支出額全額を控除の対象とできないものかどうか、この辺が第一でございませう。やはりそのほかにも、今回の雪害では煙突とか軒とかあるいはいろいろな附属物が相当壊されている。大きな被害を受けておるわけでもございませう。また、雪おろしも十回ほどやりました。その費用はまた昨年以上の莫大なものになっております。そのほかの損害も莫大なものです。そういったことを考えれば当然このぐらいいは必要ではないか、このように思います。

それから、控除対象となる中に、雪おろし費用の中で他人を雇った場合の費用も対象となるわけでもございませうけれども、その辺が大変手続上問題がございまして、確定申告の際に支払った際の領収書などの証明書の提出、提示が必要となつております。この領収書がなかなかもらえないのが実態です。領収書がない場合は家計簿等で証明があればよろしいというところでございませうが、税務署によつてもその辺の裁量がいりるまじまじでございまして、家計簿自体これをつけてないという家庭も多いわけでもございませう。これらにかわるべきもっと簡便な方法もとれないものかどうか、こういった問題についてひとつ前向きに対応していただきたいと思います。いかがでございませうか。

○政府委員(梅澤節男君) 雪おろしの、除去に伴います雑損控除の問題でございませうけれども、ただいま委員がおっしゃいましたように、五十六年の税制改正でこれを拡充させていただきました。したがって、いわゆる雪おろしの費用だけでございませう、うちの周りの雪を除去する、それからその雪を雪捨て場まで運んでいく費用までを雑損控除の対象とさせていただきます。同時に、いわゆる足切り限度額について、医療費控除とのバランスを考えまして、五万円という額を設定させていただきます。

元来この雑損控除は、医療費控除なんかもそうでございますけれども、税制の考え方で申します

のは、こういう不時の損失あるいは不時の出費というのに対して、ある程度の範囲内は人的控除で考慮されておるわけでもございませうので、一定額を超えた場合にやはりそれは恒続的な減殺要因であらうというところで、このいわゆる足切り限度額というのはいくらに設定されておるわけでもございませう。諸外国の税制を見ましても、雑損控除、医療費控除に類したものをとおむねこの国でも持つておりますけれども、どの国におきましてもいわゆる足切り限度額は全部設定されておるというものは、そういう所得税に対する基本的な考え方に基づくものでございませうので、足切り限度を撤廃するというのは本来所得税制になじまない。

それから五万円の額でございませうけれども、これは医療費控除とのバランスで五万円を設定したと申し上げましたけれども、この医療費の五万円自体が昭和五十年に設定されたものでございまして、現在この水準が果たしていいのか、もっと引き上げざるべきではないかという議論すらあるわけでもございませう。したがって、御指摘の点については十分承りますけれども、私ども税制当局としてはこの足切り限度を撤廃したり引き下げるということについては問題ありという認識を持っております。

後段の問題は国税庁からお答えいたします。

○政府委員(富尾一郎君) 先生御指摘の、例えば他人に雪おろしを頼んでその費用を払った、それを雑損控除の対象とする場合に領収書がなかなかとれないではないかという御指摘でございませうが、基本的には所得税法施行令によりまして、雑損控除の適用を受ける場合には、領収を証する書類を確定申告書に添付する、もしくは確定申告を提出する際にこれを提示するということになつております。

しかし私どもとしては、いろいろ領収書の交付を受けることにつきまして困難な事情もあるというところも考えまして、領収書にかえまして、家計簿等によりまして支払った年月日、支払い先、支払い金額ということが確認できます場合には無理

のない取り扱いをし、雑損控除の適用を認めるということとしてございませう。この点につきましては昭和五十六年の一月に国税庁長官の方から各税務署の方に通達をし、取り扱いの統一、徹底を図つてございませう。

○近藤忠孝君 先ほど来、公正、公平ということが盛んに言われておりますが、問題は中身だと思ふのです。

そこで、最初は大蔵大臣にお伺いしますが、公平な租税とは何かということについての大臣の見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 公平、公正という言葉が使われておりますが、公平というものは、この間勉強してみますと二つの公平があるようでございまして、一つは垂直的公平、一つは水平的公平。水平的公平というのは同じ所得の者が同じだけのものを納める、それから垂直的公平というのは、いわゆる所得の高い者がそれに応ずる応能的な公平、こういう意味のようでございませう。

○近藤忠孝君 大体教科書的な答弁でありました。問題はさらにその実質的な中身なんです。これはきょうは一遍に議論ができないので、お伺いしていきまうが、きょうはひとつ問題を絞つてお聞きをしたいと思ふんです。

この臨調行革が進んできた四年間で、所得再配分機能というものはむしろこれは逆になりつつあるんじゃないか、こう思ふのです。

まずそこでお伺いしますが、社会保障費の一般会計予算の構成比に占める割合、これは一九八〇年には一八・九％であったのが八五年には一八・二％に減つていいると思ふんですが、実際はどうでしょう。

○政府委員(平澤貞昭君) 保障関係費の一般会計予算に占める割合は、今委員の御指摘のとおり若干減つてきております。しかし、一般会計予算から国債費及び地方交付税を除きました一番予算らしい予算である一般歳出、それに占める割合はかなりの程度上がってきているというところでございませう。

○近藤忠孝君 しかし以下はよろしいんであつて、今の一般会計に占める割合が問題だと思ふんです。その点で私は、一八・二％というものはこれはそんなに高い額じゃないし、むしろ国際的に見ますと大抵低いんじゃないか、こう思ふんです。

そこで、同じ基準で、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、大体八五年前後のそれぞれの資料があると思ふんですが、それぞれ各国の社会保障関係費の占める割合を御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 主要各国の予算において社会保障関係費がどれだけの割合を占めているかというところにつきましては、いろいろ比較上の難しさがあるわけでもございませう。

第一に、各国によつて社会保障制度自体の内容にいろいろ差がございませう。

それから二番目に、国によつて中央と地方との間でどちらが負担しているかという差がございました。いろいろございませう。特に、会計制度の違いというのは大変大きな差を生む原因になっております。

それから三番目に、各国とも主要経費の分類が非常に細かいところもあればラフにやつているところもある。それからその中身も違つているところで、予算に占めるいわゆる社会保障関係費がどうなのかというのとはなかなかこれ、比較できないのが実情であるというところでございませう。

○近藤忠孝君 本日に正確に比較できなくても、おおよそのところでの比較はできると思ふんですが、これは大蔵省にも確認した数字で、おおよそのところでありませうが、アメリカの場合には、八六年予算で社会保障関係の占める割合が四三・〇％。国債費が一四・六％ですから大変な額だと思ふんですね。それから、イギリスが八四年予算で二七・四％、これは国債費は六・六％であります。それから、ドイツが八五年予算で三一・二％、国債費は、これはもう数字に示すほどのものでない。フランスは八四年予算で三〇・八％、と見てみませう。

と、さつき言われたような問題はあるとしても、日本の一八・二％というのはかなり低いんじゃないかと思うんです。

今私が申し上げた数字は、これは間違いないでしょう。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員がおっしゃいました数字は、おおよそそういう感じになるかと思いますが、先ほども申し上げましたように、くどいようでございますけれども、幾つか検討しなければならぬ問題があるのではないかと。

例えばアメリカの場合ですと、日本の特別会計でやっているのも全部合算しておりますので、日本の場合には一般会計から特会への繰り入れだけが社会保障関係費に出てきますけれども、その先の給付費とかが一切加算されますので、非常に率が高くなるわけでございます。

それから、アメリカの場合はいわゆる地方へ交付税等を出すもの、こういう仕組みはございませうから、数字的にはそれはないものとしてやっているわけでございまして、日本の場合にはそれが予算の総額の中へ入ってきますので、これを除きますと日本の率はかなり高くなってくる。

いろいろ制度の違いその他によって、実情をよく見てまいりますとそれほど大きな差はないのではないかとというふうに考えられるわけでございします。

○近藤忠孝君 大さっぱな議論で私はいいと思うんですが、しかし、外国に比べて日本が高いというところではないかと思うんです。まずそれが第一点。

それから、その上この五年間に、日本の国内で見れば、社会保障費の割合がやっぱり減っているというところ。

さらに加えて、今後の問題としますと、国債金利、利払いですね、これが逆所得再配分機能であることは何度も議論されてきたことであります。

しかも、これはもう間もなく十兆円規模であります。わずか一兆足らずの減税をするのに大騒ぎしている中でこれはけた違いのものが逆に流れると

なりますと、問題は所得再配分機能に逆流、現在既に逆の方向に進んでおる今後ますますそれは逆行していくんじゃないかと思うんですね。となれば、それに対する別の手当てが必要だと思ふんです。

そこで大臣にお伺いしますけれども、この別の手当てを、支出の面では今言ったところなんですから、今度は税制でやる以外にないんじゃないか、こう思ふんですが、その点についての基本的なお考えをお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる税制上どう対応するつもりかと。税制全体として、税制に要求されております各般の要請にこたえるように、現実問題として租税というものはそういうふうな仕組まれておるわけですが、したがって、さらに社会保障支出等の歳出面を含めた財政全体として考える必要があるのではないかな。だから、単に特定の税目についてそれが累進的か逆進的かということ論するよりも、やっぱり税体系全体の中で考えていくべきものではないかな。だからいろいろな分野についていろいろ見直しというのは、御意見を伺いながら絶えず必要なことであるということであらう。

○近藤忠孝君 具体的な答弁でないんですが、ただ方向としては今私が指摘したような方向に進まざるを得ないんです。ね、歳出の面では。となると、今後の問題としてその点一体どうなっていくのか。ますますそれは格差が広がっていくんじゃないか、こういうことを指摘せざるを得ないんです。

そこで、時間の関係で一つだけお伺いします。が、今後の要調整額、これは国債残高がずっと物すごい勢いでふえていきながらほとんど要調整額もふえていって、結局これは昭和六十五年には七兆七千億円になるというふうな仮定計算が出ておりますし、それは十分可能性があると思ふんです。問題は、これが大家負担で埋められると云いますと、今私が指摘したことが余計広がっていくんじゃないか。そういうことはしないというこ

と、ここでそういう発言ができるかどうか。それがないと、これはますますそういう方向へ行ってしまうんじゃないかというところを指摘せざるを得ないんですが、いかがですか。そしてその場合に、大規模な増税は言うまでもなくこれを拡大する方向であらうという点についてはいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 大規模な増税といわず、間接税といふのはある意味においては逆進性がございます。したがって、歴史的に嗜好品とかそういうものにかけられる。だが、この逆進性をも考慮しながら、なお所得税というものの捕捉の難しさからして、そこに調和をして、いろんな形で税の組み合わせというものが各国とも行われておるというところであらうと思ふので、要調整額は逆進性のないものでやりますとかあるいはどういふ形でやりますとかいふ答えは今後の議論の過程の問題であって、今日は、まずはいよいよ昭和六十五年赤字公債脱却のために歳出、歳入両面から制度、施策の根本にまでさかのぼって議論を詰めていくというのがあるべき限界ではなからうかというふうに考えます。

○栗林卓司君 大臣の所信表明から一点だけお尋ねをしたいと思ふます。

財政再建の強力な推進という項目の中で、二ページ目になるんですが、「歳出面におきましては、政府と民間の役割分担並びに国と地方の機能分担及び費用負担のあり方を見直すなど、連年の努力を踏まえ、その節減合理化にさらに積極的に取り組んでまいりたいと存じます。」こうなっているわけですね。「政府と民間の役割分担」、これはどうやってやることになるかは別として、今まで政府がやっていたことを民間に渡して、やらなくなるわけですから、歳出削減に結びつくというものはおぼろげながらわかるんです。その次の「国と地方の機能分担及び費用負担のあり方」、これがちょっと理解し難いものなんです。そこで、お尋ねをしますというところであります。

文脈を見ておきますと、これは六十年度だけではなくてその先にわたってまで努力をしていくというところに読めるわけですが、というのは、補助金の一括引き下げ法案を御提出になっているわけですから、賛否は別として、そう御努力をなさっているんですが、あれだけではなくて今後とも努力をしてみたいという意味だろと思うんです。

恐らくお書きになったのはこうではないかなと思ふますのは、十二月二十九日に閣議決定をされた「行政改革の推進に関する当面の実施方針について」、これは地方行政を含めてお決めたことなわけですが、それを受けて一月二十二日、自治省としますと、「地方公共団体における行政改革推進の方針(地方行政大綱)」について、内容は御存じだと思いますが、第二臨調に準じた組織をつくるのか八月までに御報告を願いたい、三年というめどで進めてもらいたい、これが内容でありまして、あわせて、同じ題名なんです、地方行政大綱についてということでは自治省の方で見本をつくって各自自治体に提示してあります。

こういった動きを踏まえながら、先ほど私が申し上げた大臣所信表明の中の「国と地方の機能分担及び費用負担のあり方を見直すなど」ということが特記されているのではないかと、こう思うんですが、以上についてお尋ねをします。

○国務大臣(竹下登君) やはり地方公共団体と国とはいわば公経済を支える車の両輪である。したがって国と地方の財政は、税源配分から交付税交付金から、あるいは補助金等によって密接な関係を有しておる。そこで今日の国と地方の財政状況等を見て、いわゆる役割分担と費用負担のあり方というのを議論していかなきやならぬ。補助金の場合には、地方自治体を通ずるものが約八割ありますから、最初はいわば法律補助が八割、公共事業、社会保障、教育が八割、それから地方を通ずるものが八割、そうしますとそこへ薄く残ります。それを金額で一割カットということから進めてまいりましたが、今度は率でいよいよ費用負担のあり方を議論しようという新しい答申に基づいて

いろいろな議論しましたが、暫定措置として今国会へ出して、今後御議論をいたさうか、こういうことになっておるわけでありまして、いづれにしてもしかしその場合、いわば国も一生懸命でやりませんが地方も行政改革には協力をしてくださうというのが大前提にあるわけでございますから、今御指摘なすったような点にあったわけでは

ただ私は、地方のこれからの、国が出しているのと同じような形で試算をつくってみるとかいう議論をしますと、地方にはまず交付税の支出というのがないわけですね。政府はございまして、けれども、したがって、全体の中からはいまして、それらの伸びを仮定の上で立ててやりますと確かに要調整額というは少なくなっていきます。だが、それだから地方の方が豊かだとは必ずしも言えないと思ひます。余りにも自治体によってアンバランスでございますから。が、総体的な地方財政計画と国との問題から見れば、公債残高から公債依存度から何から考えてもそれはよろしゅうございしますが、それらも下敷きに置きながらこれから役割分担と費用負担のあり方も議論していこう。しかし大前提には、国も地方も一体となった行政財政改革をやろうとございせんか、こういう精神で対応しているということでございます。

○栗林卓司君 歳出の削減という角度で考えてまいりますと、おっしゃったように、国の目で見てもまいりますと、地方交付税、それから地方譲与税、あとは国庫支出金、この三つですね、大きく分けられ。したがって、歳出の削減で見ていくということは、交付税を下げるか、あるいは譲与税を下げるか、あるいは国庫支出金を下げるか、この三つに一つか全部かという議論になるわけですね。

ここでその全部を詰めたことをお尋ねしようと思つてはいないんで、おぼろげな方向さえつかめればよろしいんですが、そこで行政改革、地方行政大綱の中で自治省が何をやれというモデルを示したかといふと、結局歳出の削減という目

見ますと、地方単独の補助金は整理をしていただきたい。もちろん国の補助金の方も安易に引き受けちゃいかぬと書いてありますけれども、それとあとは結局給与と定員なんですね。これを進めてまいりますと、地方単独の補助金は整理をします、給与、定員も厳密に管理をします、それを受ける歳出面の受け皿というのは、結局地方交付税の率を下げていくということに自然になっていくんだらう。今三三%でありますけれども、最初から三三%でなかったんで、逐次上がってきて三二%になっているだけなんです。そうすると、地方交付税を下げるといふ議論だつて一つの議論対象にしていいのかもしれない、あくまでも歳出の削減というベースで考えるわけですから。あるいは国庫支出金、それについても施策、制度の技術にまさかおぼつて見直しをするということになりますと、地方財政法十条について中身を変えていく、言い方を換えればこういふことなんですね。そこまでやっていると、どうやっていくかは非常に議論が多いところですからこれらだとして、地方交付税の率あるいは地方財政法十条、そこまでひっくりかえす。私、私見を申し上げますと、議論をしていかないと六十五年脱出は不可能だと思つたので、むしろ積極的に言っているんですね。

そこまでひっくりかえす決意をお持ちになったものとして、「国と地方の機能分担及び費用負担のあり方を見直すなど」ということを特記されて所信表明にお書きになったのか、その点だけ確認をしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) ことし議論をいたしました、いわゆる費用負担のあり方で、恒久的なものも義務教育費国庫負担とか三つばかりございまして、大体暫定的な措置として諮らせていただいた。そのときの申し合わせが、これを一年かかって本當の議論をもう一遍してみようじゃないか、こういう申し合わせがあるわけですね。そこまでが今のところ限界になっているわけですね。

今栗林さんがおっしゃったのは、もう一歩出て

みる、それも意見として私もわかりますが、このいわば両者の調整をとつた議論の合意を得ななきゃならぬんですから、今の御意見を踏まえてながらこれから対応をしていきたい、まずはいわゆる費用負担のあり方からいっていきようになるんじゃないかな、そんな感じがございまして。

○青木茂君 大臣の所信表明を、字面を追うのはなしに、行間のいわゆる竹下財政というのは一体何なのかなという角度で読ませていただいたわけなんです。

正直言つて、普通のことかどうも書いてある、普通に過ぎるという感じがして仕方がないんです。我々と違つて竹下さんは未来のある方だし、というより、未来を持つてほしいと我々から思つておるわけなんです。そうでしょう。高橋是清の財政といへばはっきり具体的に浮き上がつてきます。井上準之助の財政といつたらはつきり浮き上がつてきます。だから、竹下さんの財政といふものが僕はやつぱりもうこの際のはつきり浮き上がらなければいけないんじゃないか、こう思つたわけなんです。

そういう角度から一つだけ御質問申し上げますけれども、竹下さんはシャープ勧告をどう評価なさいますか。つまり、今までの戦後三十年の日本の税制というものが、正しかったシャープ勧告をゆがめてしまったというふうには評価なさいますか。あるいは、シャープ勧告にも欠点があったからそれを正してきた、こういうふうには評価なさいますか。この一点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 私は、シャープ勧告は占領下でございまして、ある意味においては荒っぽく執行に移されたかもしらぬ。しかし、いわば租税民主主義とそれから所得税が基幹税になつておるといふ根幹は今日までやつぱり続いてきておるんじゃないかなというふうに考えますので、それは私は誤つていないと思ひます。

ただ、その間に、最初財産税がやめになつて今度累進税率の方へそれが転嫁された、その辺までは私は当時の経済社会環境からいへば余りゆがみ

とは感じなかったんじゃないかな、現在はそれがゆがみになつておる。その後、結局いろんな特別措置やそのときの経済情勢の推移の中でいろんなひずみ、ゆがみというものが出たものが、所得税においては中堅層をどうするかとか、いろんな議論が出てきておるといふうちに、これはまず認識してかかるべきだ。私は、今になってみればあの時代だったらそれはそれしかやれなかつたんだらうなという、問題点もないわけじゃないですね、結果として酒税、たばこ等が三分の一のシェアを占めるような経済情勢でございまして、そういうことしかなかったのかなと思ひますが、所得税を基幹税とするという考え方は私は正しかったんじゃないかなと思つております。

○青木茂君 シャープ税制というやつは、アメリカの占領政策の中では一番良心的と申しますか、いいものだったと思つてます。そして、実は日本人の民意を非常な努力で聞いてつくつた、僕は非常に評価できるものだと思つてゐるんです。

シャープさんが今生きていて日本の税制を見たら、僕は泣き出すんじゃないかという気がして仕方がないんです。例えば税率の区分だつて、あのときはたしかシャープさんは八段階でしたよ。それがぐんぐん延びてしまつた。それから、富裕税と申しますか、財産税と申しますか、そういうものもあつたし、何よりもキャピタルゲインの課税を認めておつたし、それから特別措置というものに非常に拒絶反応を持つていた。それから、申告納税制度の罰則強化だとか、家族に給料を払つていわゆる所得分散させること、大体あれだつて非常にいけないことだと言つてゐるわけなんです。ね。逆に言うると、私は、シャープ税制をゆがめてしまったんじゃないか。それが現在の不公平であり、不正であり、いわゆる煩雑な税制のもとになつてゐるんじゃないか。

だから、私が竹下財政をお願いを申し上げたいことは、シャープの原点に一回返つて現在の税制というものを考え直していただきたい。これはお願いなんです。

これで、お答えを聞いて、終わります。

○国務大臣(竹下登君) 一つは、竹下財政あるいは竹下税制というほどのものができるかと私は思っておりません。国民の方が賢いから、むしろ国民の意見を聞いてコンセンサスがどこに求められるかというのを判断するのが、そういう調整もまたリーダーシップの一つかな、こんな考え方にとかく立ちがちでございます。万手控え目でございますから。

いま一つは、今の御議論のシャープの原点に返れど。確かにあのときちょっと無理だなというのもございますが、私は、大筋としてはあの原点というものはこれは心棒に置くべき問題だというふうに考えております。

それからもう一つは、さはさりながら、アメリカの税制も少し複雑化し過ぎて、できるかできぬかわかりませんが、今度はフラット税制みたいな感じが出てきた。その限りにおいては、最近の国会の議論を聞いていると日本の方が進んでおった点もあるんじゃないかなという感じがしますが、申すまでもなくシャープさんの勧告というものでござりますが、たまたまのはやはり心棒に置いて結構だと思っております。

○野末陳平君 大臣の方針として税制の抜本改革を税調に諮問するのはいいと思うんですが、そうなりますと、先日の与野党合意の政策減税なんというのとは非常に邪魔になるというか、矛盾してまじくなるんじゃないかという気がするんですね。

というのは、それぞれ単身赴任あるいは寝たきり老人、それから高校の入学金ですが、あれは喜ぶ人もそれはいらぬと思うんですが、しかしあのばらばらの整合性のない三つの減税をここで本当にやる気なのかどうか、あるいはやっていたのかどうかということも考えなきゃいけないんですが、大臣はどう思いますか。

○国務大臣(竹下登君) 私どもが今日まで国会等で御答弁申し上げておりますことは、やはり基本的に申し上げるべきかぬ課題だと思っております。いわゆるささまの生活様態の中から特

定のものを抽出してそれに対する税制上の措置を行うことは、その基準をつくることといふなかなか困難な問題であるという、大筋そういう範疇に入る三つの課題だというふうにも受けとめられると私は思っております。したがって、その種の質問も衆議院の大蔵委員会等でもございますので、その際は今日までの税調の答申等は正確に申し上げておるところであります。

ただ、この与野党合意の政策減税というのにつきましても、言ってみれば議会制民主主義、そしてその根幹をなす政党政治というところにおきまして、まさにその政調・政審の専門家会議でこれを議論しよう、こういうことになっておりますので、目下のところはこれに対しての推移を見守ると同時に、出た結論に対してはこれはもとより最大限尊重しなきゃならぬ。そしてこれから御議論なさる過程においては、我々としては可能な限りの資料提出とか、いわゆる文獻とかいろいろ出てくるのであります。それらに対しては協力を申し上げなきゃいかぬ、こういうスタンスで臨んでおります。

○野末陳平君 出た結果がどうなるかそれはわかりませんが、それを尊重するということは、恐らく結果的に、税体系を簡素化しようなんという今の動きに逆行することになるのは目に見えているわけでしょう。

こういう個別事情が違ふのはだめだというのは再三大蔵当局が今まで主張してきたわけですから、そうするとそれをまた認めると、際限なくその種の要求が出てきた場合にどうするんですかね。かえってそれが次々と不公平を生んでいくんだ、こういう批判を浴びてくると思うんですよ。それで片方において、税が複雑だから抜本改革を諮問してと、こういう矛盾したことをやっていたら、税に対してますます不信任を持たれるようになると思うんです。そういう心配がすごく大きいと思うんですがね。

だから、尊重するというのは必ずしもいいことだとは思えないんですが、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり政党内閣、そうして国権の最高機関ということを考えれば、私は最大限尊重すべきものであらう。ただ、何分政調・政審会談で御検討いただくわけでございますから、その結論というものがいわば政治全体の社会からゆがんだ結論が出るというのを予測して対応すべきではなからう、立派な結論が出てくるであらうということでもコメントを差し控え、これを静かに見守っておるというのが政府サイドのあるべき姿であらうなというふうに思っております。

○野末陳平君 結果的には恐らく現場もそれから納税者も混乱するだらうと思うんですね、ああいふ余り基準がはっきりしないような減税が実現される。それでもやはり喜ぶ人がいるんだからいいというような国会尊重が、果たして正しいかどうか疑問があるんです。それにしても、まだ結果が出てないわけですから心配をしているというのとだけ言いたいんですが、むしろああいう個別事情をやめて、総理もおっしゃっているように、所得税を中心とした減税という方針を打ち出しているんですから、一般的減税の中でもあれもこなしちゃらうということが一番いいんじゃないか、そう思います。

○国務大臣(竹下登君) 今もいわゆる所得税体系の中でなじむ形で結果としてそれらの問題が吸収されるというのが一番理想的ではないか、そういう議論もあの会談の後、衆議院の大蔵委員会でもございましたか出ておりました。したがって、やはりそれらの議論もあることも承知の上で、各党にそういういろいろな議論があるわけでございますから、御議論がなされていくであらうというふうに私もは見守っております。

○野末陳平君 それから、先ごろ予算委員会でも総理が、直接税を大減税するよな、累進税率の緩和とか最高税率を引き下げるとかいうことも具体的にかなり含めた上で直接税減税とおっしゃるようでしたが、その場合には当然財源のこととはもう間接税ということが頭になければ言えないわけだと思っておりますが、大蔵大臣としてはどうなんですか。

か。

○国務大臣(竹下登君) これは私も考えてみました。総理は、諮問機関に対して諮問をされるわけですね。そうすると、やっぱり一つの見識もあつていいんじゃないか。大蔵大臣と自治大臣というのは、地方税の事務当局であり国税の事務当局という立場も持つておるわけですね。それでございませう。税制調査会の事務担当という立場を持つておるわけでございます。したがって総理が、確かに私も所得税の減税もやりたい、しかし赤字公債でもって財源に充てることはできないという一つの願望、自分の考え方を述べられたというのはそれなりに私は結構ではなからうか。

大蔵大臣としてどうかということになると、それはやっぱり二つの側面がございますから、一つは政府税制調査会の事務当局を担当しておるというところになると、余り予見を与えるような議論は差し控えるべきではないかな、こういうことを自問自答しながらこの間から今日に至っておりますというところでございます。

○野末陳平君 もう一つ。いざれ予算委員会がまたあしたからありますからあれですが、大蔵大臣の個人的な感觸を聞きたいんですが、最近いろいろ税金に対する不平不満とか町の声とかあるいはいろいろなテレホンサバイスのようなものがあつて、そういうものなども参考にして私の感じるところ、ここまで直間比率が直接税に偏重してきまして、むしろ一般サラリーマンの中にも間接税を、直接税は減税してもらつてそのかわりに間接税が増えてもむしろその方が公平でいいんじゃないかというような声も出てきています。だからといってすぐ間接税がいいというわけにもいきませんし、それから直間比率の見直しというのは結果的に、全体の租税負担率がどうなるかというのはいくまで結果です。それから、それは大臣もよく答弁なさつていますが、ただ世論の中で、余りにも直接税の負担感がきついがゆえに間接税の方が公平じゃないかという声が出てきている、そういうような感じがあるんです

が、そういうことに対して大臣は個人的にどういうふうな受けとめられているか、それを最後にします。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる何がゆがみか何がひずみかというのを税調でいろいろおっしゃったのを整理してみても、簡単に申し上げますが、所得再分配機能の問題で中堅所得者層の負担の緩和にも配慮しなきゃいかぬじゃないかと、あるいは執行面で実質的公平を欠いているんじゃないか、これは捕捉の問題です。それから課税ベースの浸食という問題で、租税特別措置はいろんな意味でやっぱり原則を曲げているんじゃないかと、そしてまた非課税貯蓄の問題等、そして一つが、いわゆる我が国の間接税はいわば嗜好品に限ってあるが、近年サービス等その消費が急増しているが国税としてはほとんど課税対象になっていない、そういう問題をどうするか。そして今おっしゃった、結果としての問題ですが、消費態様の変化や物価の上昇に伴って課税ベースの相対的縮小が税負担水準の低下を生じやすい、いわゆる間接税は、という問題。それから酒税は大衆化した問題。それに加えて、今まさにおっしゃいました、税体系が結果的ではあるが近年直接税に偏り過ぎていくのではないかと指摘もたくさんあるわけでございます。

それらを素直に税調で御議論をしてみらおうという考え方でございます。

○委員長(藤井裕久君) 以上で大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

三月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願(第一五八九号)

一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願(第一五九六号)(第一六〇八号)(第一六一二号)(第一六三三号)(第一六四二

号)(第一六五一号)(第一六六三三)

第一五八九号 昭和六十年二月十五日受理

舞台芸術(演劇・演芸・音楽・舞踊等)入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都東村山市秋津町四ノ三三ノ一 池川眞由美外一千二百二十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一五九六号 昭和六十年二月十五日受理

大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願

請願者 神戸市灘区赤坂通三ノ一ノ二市川哲夫外七百四十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一六〇八号 昭和六十年二月十六日受理

大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願

請願者 京都市伏見区深草越後屋敷町尾崎光雄外四千八百六十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一六一二号 昭和六十年二月十八日受理

大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願

請願者 神戸市中央区中町通三ノ一ノ二五神戸コーポラス憲法改悪阻止兵庫県各界連絡会議内 家正治

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一六二三号 昭和六十年二月十九日受理

大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願

請願者 神戸市中央区下山手通七ノ一一ノ

一六協同工業会館日本中国友好協会兵庫県連合会内 大芝孝外一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一六四二号 昭和六十年二月二十日受理

大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願

請願者 神戸市須磨区東須磨火の谷一ノ八

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一六五一号 昭和六十年二月二十日受理

大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願(二通)

請願者 京都市南区八条下ル東寺町五四八井上多喜男外二千九百三十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一六六三三 昭和六十年二月二十一日受理

大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願

請願者 神戸市須磨区須磨浦通五ノ一ノ一

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、あへん特別会計法を廃止する法律案

あへん特別会計法を廃止する法律案

あへん特別会計法(昭和三十年法律第三十一号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(あへん特別会計法の廃止に伴う経過措置)

2 あへん特別会計の昭和五十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 昭和五十九年度のあへん特別会計の歳出予算に係る経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

(あへん特別会計に属する権利義務の帰属)

4 この法律の施行の際あへん特別会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正)

6 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「あへん特別会計」を削る。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願(第一六七九号)

一、増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に關する請願(第一六九二一)(第一六九四四)

一、大企業・大資産家優遇の不正税制は正等に関する請願(第一七二二一)(第一七三二一)

一、大型間接税の導入反対・大規模所得税減税の実施に關する請願(第一七三四四)(第一七四〇号)(第一七四二一)(第一七四二二)

一、増税・公共料金値上げによらない増税なき

財政再建に関する請願(第一七七五号)

一、大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願(第一七七六号)(第一七七七号)(第一七七八号)(第一七九〇号)(第一七九八号)(第一七九九号)(第一八一一号)

第一六七九号 昭和六十年二月二十二日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制是正等に関する請願

請願者 京都市南区上鳥羽苗代町二七 遠藤一外二名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一六九一号 昭和六十年二月二十三日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町本九二ノ七ノ八 山口悦子外百七十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一二二一三一号と同じである。

第一六九四号 昭和六十年二月二十五日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町上稲葉一、三六四 坂田親三郎外八十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一二二一三一号と同じである。

第一七一一号 昭和六十年二月二十五日受理
大企業・大資産家優遇の不正税制是正等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区東山町一ノ一二ノ六 中村弘外一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一七三二号 昭和六十年二月二十六日受理

大企業・大資産家優遇の不正税制是正等に関する請願(二通)

請願者 神戸市須磨区須磨浦通四ノ七ノ五 藤田義重外一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一七三四号 昭和六十年二月二十六日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区向丘二ノ三九ノ六 河村文生外六十名

紹介議員 多田 省吾君

政府は、昭和六十年年度予算案において、大幅な所得税・住民税の減税を見送るばかりか、逆に大型間接税の導入など大増税の画策をはじめている。大型間接税の導入は、中曽根内閣総理大臣が公約としてきた増税なき財政再建を一方的に放棄するものであり、その責任は重大である。また、大型間接税の導入は、行政改革を後退させるうえに、負担の逆進性による不公平税制の拡大、物価高、中小企業の経営苦など国民生活に弊害をもたらす。国民生活は、所得税・住民税の減税が昭和五十九年度に実施されたものの、依然として実質増税が続く、教育費の高騰など物価高と所得の伸び悩みから切詰めを余儀なくされており、これが個人消費の低迷を招き、景気回復の障害になつてい

る。大幅な所得税・住民税減税の実施は、国民生活を守り、税の不公平を解消し、景気浮揚を図るための緊急の課題である。ついで、大型間接税の導入など大増税の画策を撤回し、増税なき財政再建を貫くとともに大幅な所得税・住民税の減税を緊急に実施されたい。

第一七四〇号 昭和六十年二月二十七日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区白山一ノ七ノ一〇 野瀬明外八十名

紹介議員 大川 清幸君
この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一七四一号 昭和六十年二月二十七日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区本郷四ノ七ノ四 中島みゆき外百四十九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一七四二号 昭和六十年二月二十七日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区本郷六ノ二二ノ四 椎橋弘外百七名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一七七五号 昭和六十年二月二十七日受理
増税・公共料金値上げによらない増税なき財政再建に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町通町九ノ一 三小谷野豊外百八十名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一二二一三一号と同じである。

第一七七六号 昭和六十年二月二十七日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区湯島二ノ三三ノ八 地濃光善外百十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一七七七号 昭和六十年二月二十七日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区本郷三ノ二八ノ一

吉田富美子外八十三名
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一七七八号 昭和六十年二月二十七日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込三ノ一五ノ五 中村千鶴子外六十五名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一七九〇号 昭和六十年二月二十八日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込五ノ六四ノ七 大久保勝代外八十四名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一七九八号 昭和六十年二月二十八日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区大塚三ノ二三ノ四ベ ナテス協和七〇一 黒岩秀子外七十七名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一七九九号 昭和六十年二月二十八日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都板橋区本町四ノ二二 田中善江外八十三名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

第一八一一号 昭和六十年二月二十八日受理
大型間接税の導入反対・大幅所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都文京区本郷三ノ二八ノ一

関する請願

請願者

東京都文京区音羽二ノ五ノ二 遠山とめ外五十九名

紹介議員

多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一七三四号と同じである。

三月九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十五日)

一、入場税法の一部を改正する法律案

昭和六十年三月二十日印刷

昭和六十年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局